平成２２年（フ）第１３７６号
東京都三鷹市中原１丁目14番６号ハイツ昭花園102
債務者　田中　理子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４３６号
東京都府中市武蔵台２丁目15番地の８府中荘
債務者　關口　　進
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０８号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番10―1111号
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３５号
静岡県磐田市城之崎２丁目11番地３　山下コーポ２－１号
債務者　古田　秀雄
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２９０号
東京都八王子市散田町５丁目33番18号万葉ハイツB101号
債務者　高橋　由喜
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２６７号
静岡県富士宮市浅間町５番７号
破産者　中部ホンダ販売株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９０号
長崎県佐世保市大和町952番地８
破産者　株式会社ゆめ・ホーム
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
長崎県佐世保市黒髪町6644番地１
破産者　株式会社富創建設
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３８４０号
東京都港区浜松町１丁目13―２―2206
破産者　土居　慎也
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７号
和歌山県新宮市緑ケ丘１－１―40　貴志ビル３階　新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所三重県尾鷲市九鬼町338番地２
破産者　川内　正和
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第２０５３号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目２番15号
破産者　株式会社ホクテック
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０号
盛岡市上太田蔵戸36番地３
破産者　有限会社写楽
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８８号
埼玉県川越市大字笠幡1650番地14
破産者　株式会社セラエース
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４９号
埼玉県川越市大字南大塚150番地２　昌栄ビル107
破産者　株式会社ドリームステージ
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１４０６号
愛媛県伊予郡砥部町宮内455―５―Ⅱ106
破産者　清水　朝光
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４２８号
東京都目黒区下目黒１丁目２番22号
破産者　株式会社アクトレスワールド
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０９号
東京都八王子市館町723番地１ボナールハイツ302号
破産者　霜田　和已
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９０号
東京都府中市矢崎町１丁目４番５号
破産者　有限会社テラコーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４９号
東京都多摩市諏訪１丁目26番地の７
破産者　石井善三郎
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部